

清算・決済規程

(目的)

第1条 本規程は、業務規程第3条第13項に基づき、当社の商品市場において成立した取引に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。

(債務不履行による損害賠償)

第2条 清算参加者（取引参加者たる者に限る。以下この条及び第4条第1項第1号において同じ。）が当社の市場における取引に基づく債務の不履行により株式会社日本商品清算機構（以下「清算機構」という。）に損害を与えたときは、清算機構は、その損害を与えた清算参加者の当該取引に係る市場についての信託金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 業務規程第113条の規定による委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての清算機構の権利に対して優先する。

(清算機構の損失に対する措置)

第3条 当社は、清算参加者が当社の市場における取引に係る債務を履行しないことにより清算機構に損失が生じた場合には、あらかじめ清算機構との間で締結した契約の範囲内において、当該清算参加者の保証委託に基づき当該損失を弁済する。

(清算機構の損失に対する措置の特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、業務規程第2編第8章の3の規定に基づき、当社、停止商品取引所及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとする場合において、次の各号のいずれかに該当し、その処理によって清算機構が損失を受けたときは、当社は当該損失を弁済しない。

- (1) 停止商品市場の取引参加者等が、当該商品市場において違約者として取り扱われた場合であって、当社が開設商品市場の開設日において違約者とみなしたとき
- (2) 開設商品市場の取引参加者が、開設商品市場の開設日の日中立会開始以前に違約者となった場合（当社が違約者とみなした場合を含む。）
- (3) 停止商品市場に係る取引参加者等が、停止商品市場に係る清算参加者として納入すべき約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価（停止商品市場の停止日に計算された当該商品市場に係るものに限る。）を納入しないことにより違約者となった場合（当該納入しなかったことによる損失額に限る。）

2 前条の規定にかかわらず、業務規程第2編第8章の3の規定に基づき、当社、開設商品取引所及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとする場合において、次の各号のいずれかに該当し、その処理によって清算機構が損失を受けたときは、当社は当該損失を弁済する。

- (1) 当社の取引参加者が、当社の商品市場において違約者として取り扱われた場合であっ

て、開設商品取引所が開設商品市場の開設日において違約者とみなしたとき

- (2) 開設商品市場の取引参加者等が、開設商品市場の開設日の日中立会開始以前に違約者となった場合（開設商品取引所が違約者とみなした場合を含む。）
- (3) 当社の取引参加者が、停止商品市場に係る清算参加者として納入すべき約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価（停止商品市場の停止日に計算された当該商品市場に係るものに限る。）を納入しないことにより違約者となった場合（当該納入しなかったことによる損失額に限る。）

（損失の弁済に係る支出の順序）

第4条 当社は、清算参加者が当社の市場における取引に係る債務を履行しないことにより第3条に規定する契約に基づき損失を弁済する場合には、次に掲げる順序によりこれを支出する。

- (1) 当該清算参加者が当社へ預託している預託金等（信託金を除く。）
- (2) 違約担保積立金
- (3) 違約対策保険契約に基づく保険金

2 前項第2号又は第3号の規定に基づき支出したときは、当社は、その支出した額について、当該清算参加者に対して求償権を有する。同項第2号に基づき支出した場合の求償権の行使により得た財産は、違約担保積立金に繰り入れる。

（規程の改廃）

第5条 本規程の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

この規則は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第2条第2項の変更規定は、平成21年5月7日実施する。

附則

第1条の変更規定は、平成21年10月8日に実施する。

附則

第5条の変更規定は、平成22年7月1日に実施する。

附則

第3条の2の新設規定は、平成24年6月4日に実施する。

附則

第3条の2の変更規定は、平成24年9月13日に実施する。

附則

第2条、第3条の2及び第4条の変更規定は、平成26年3月24日に施行する。